

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第二部 経営労務と労使関係

I 経営者団体の動向

5 行革と税制

3 税制改革

自民党が同日選挙に圧勝して、税制改革が政治日程にのぼった。経団連は、税制委員会(委員長鈴木永二・日経連副会長)が「税制根本改革と六十二年度税制に関する意見」をまとめた。間接税導入はやむをえないが、製造業者売上税には絶対反対、という主旨のものである。一〇月二四日には、政府税制調査会が所得税・法人税と新型間接税などに関する答申をおこなった。日経連の大槻会長は、一〇月二八日、政府税調答申について、談話を発表した(『日経連タイムス』一九八六年一月六日)。

【政府税調答申について】

主要国中でも最も高いとみられる日本の法人課税負担の軽減は当然であり、積極的な実施を望む。米英の水準も参考にすべきである。

所得減税の累進緩和も賛成である。ただし、薄く広く負担するという見地から課税最低限の見直しを併行させるべきではないか。

あらゆる努力を講じても財源が不足する場合には間接税の導入もやむを得ないが、その場合は課税範囲の広い日本型間接税がよいのではないか。

マル優廃止は不正防止ができないということであれば、やむを得ない面もあろうが、老人母子家庭などに加えて、勤労者財形制度についても不正利用などあり得ないものであるから残したらどうか。

今回答申にはないが、退職引当金課税強化は絶対反対する。

また、日経連は、一二月一五日の『日経連タイムス』で、税制改革についての論評を掲げた。「まず行財政改革に全力を尽くし、政府自ら財源捻出の努力を徹底すべきである」、「それでもどうしても減税財源が足りなければ、間接税の導入でその不足を賄うことも考えるという順序なのである」。「然るに、今回の税制改革では、それらのまず努力すべき問題はあまり論議の対象にもならず、間接税の中身にばかり論議が集中した。そして、間接税の増税が所得税、法人税の減税と等しい額ならばそれでよいといった表面的な考え方が罷り通ってしまったように思われる。行財政改革については、行革審が解散してから、次第に政府の熱意が薄れているように思われるのはひが目であろうか。臨調答申の基本線に立ちもどって、国民が感心するような具体案に発展させていくプロセスを見せてほしいものである」。

■←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
